

食安輸発0708第2号
平成23年7月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベネズエラ産カカオ豆のシペルメトリン、中国産がざみのトリフルラリン、グア
テマラ産コーヒー豆の2,4-D、ベトナム産えびのフラルタドン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安
輸発0330第15号（最終改正：平成23年6月30日付け食安輸発0630第1号）に基づき実
施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベネズエラ産生鮮カカオ豆において、
食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の
可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き
上げて対応することとし、上記通知の別表第2（輸出者（製造者）の欄を除く。）
及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3から中国
産がざみのトリフルラリンの項、別表第3からグアテマラ産コーヒー豆の2,4-Dの
項を削除し、また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からベトナム
産えびのフラルタドンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よ
ろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成23年7月8日	ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬（シペル メトリン）	AGRO EXPORTACIONES LA ASUNCION, C. A.